

名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第64号

名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

名古屋市中央卸売市場業務条例（令和 2 年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第15条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 市長は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

ア 市場の取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第 1 項に規定する指定飲食料品等

イ アに掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第 1 項第 1 号に規定する指標

ウ 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

第19条第3号中「第15条第4号」を「第15条第5号」に改め、同条第6号中「第15条第5号」を「第15条第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。